

基本指針に定められている指標を参考に、本市における各障害福祉サービス、障害児通所支援等、地域生活支援事業の令和9年度から11年度までの各年度の利用者数や利用時間数等の見込量を定めます。

なお、原則として、実績に一定の増減が見られるものについては、令和3年度～令和7年度の増減の平均値から見込量を算出しています。

また、実績等の増減の変動が少なく、今後も変動が少ないと想定されるものについては、令和6年度の実績または令和7年度の実績見込のいずれかを適用しています。

各表中で単位を「人」としているものは、請求情報から数字を算出しているため、1人が複数の事業所を利用している場合は、それぞれカウントしている延べ人数です。

各項目は、「現状・課題」、「見込量の設定の考え方」、「見込量達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。

(1)訪問系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービス

現状・課題

- 居宅介護事業所等では、ヘルパーの高齢化が進んでいることなどから、人材確保が難しい状況にあります。
- 重度訪問介護の利用者は増加傾向にある一方、重度の肢体不自由のある人の利用が大部分を占めており、重度の知的障害のある人等の利用は進んでいない状況です。
- 令和8年4月時点、行動援護の市内事業所は1カ所のみであり、支給決定者数・サービス実績ともに少ない状況です。同時点で、行動関連項目10点以上かつ自宅で生活している人が111人いることから、訪問系サービスにおいて当該対象者の特性を理解し、支援を提供できる人材が不足している状況がうかがえます。
- 令和8年4月時点、同行援護の利用が多いと見込まれる重度視覚障害者(身体障害者手帳1級・2級所持者)は575人いる一方、同行援護の市内事業所数は8カ所にとどまっており、提供体制が限られています。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
居宅介護	人	477	458	-			
	時間	9,410	9,396	-			
重度訪問介護	人	29	29	-			
	時間	2,889	4,551	-			
同行援護	人	75	66	-			
	時間	1,264	1,132	-			
行動援護	人	3	3	-			
	時間	94	49	-			
重度障害者等包括 支援	人	0	0	-			
	時間	0	0	-			

(各年3月実績)

■参考指標

		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市内の重度訪問介護	指定事業所数			
	算定事業所数			
市内の同行援護	指定事業所数			
	算定事業所数			
市内の行動援護	指定事業所数			
	算定事業所数			

(各年3月時点の指定状況、実績は年間)

見込量の設定の考え方

●

見込量達成に向けた取り組み

●

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者等に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供するサービス
就労選択支援	就労を希望する障害者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価(就労アセスメント)を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主に昼間において病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所(ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービス

現状・課題

- 令和7年に障害とくらしの支援協議会の通所送迎に係る課題整理のためのワーキンググループが市内生活介護事業所を対象に行った調査では、少なくとも1人の利用者について、事業所送迎を実施している事業所は約7割でした。
- 一方、通所に係る移動手段の確保については、移動支援ヘルパーの確保も含め困難な状況にあると、障害とくらしの支援協議会や、サービス調整を行う相談支援専門員から指摘されています。通所支援を確保する観点から、事業所送迎の実施回数や対象者を広げる取り組みが必要です。
- 強度行動障害の状態にある人や、医療的ケアの必要な人が利用できる日中活動系サービス事業所は限られている状況です。
- 主に身体障害のある人が、自宅での入浴が困難な場合に、自宅以外の場所で入浴できる支援は限られています。
- 緊急時に短期入所を利用するケースが年に数件発生していますが、緊急時の調整、ならびに平時からの備えについては、地域生活支援拠点等の整備の中で、さらに強化・充実させていく必要があります。
- 特に強度行動障害の状態にある人や、医療的ケアの必要な人の緊急時の受け入れ調整については、短期入所事業所に加え、日中活動支援サービス事業所も含め、地域生活支援拠点等の面的整備の中で確保していく必要があります。そのため、本人主体の視点で、目の前の支援にとどまらず、障害のある人の1日を通した生活をアセスメントし、関係機関がチームとして支援する必要があります。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護	人	1,077	1,069	-			
	人日	19,327	19,675	-			
1 うち障害 支援区分5ま たは6の人	人	659	658	-			
	人日	12,284	12,735	-			
2 うち医療 的ケアの必要 な人※1	人	61	70	-			
	人日	975	970	-			
自立訓練 (機能訓練)	人	4	3	-			
	人日	64	59	-			
自立訓練 (生活訓練)	人	46	43	-			
	人日	676	621	-			
宿泊型 自立訓練	人	3	3	-			
就労選択支援	人						
就労移行支援	人	121	107	-			
	人日	2,170	2,009	-			
就労継続支援 (A型)	人	108	110	-			
	人日	1,984	2,068	-			
就労継続支援 (B型)	人	639	690	-			
	人日	9,136	10,425	-			
就労定着支援	人	75	87	-			
療養介護	人	58	58	-			
福祉型 短期入所	人	260	252	-			
	人日	1,316	1,252	-			
1 うち障害 支援区分5ま たは6の人	人	144	136	-			
	人日	633	640	-			
2 うち医療 的ケアのある 人※1	人	9	9	-			
	人日	29	32	-			
医療型 短期入所	人	13	11	-			
	人日	23	48	-			

(就労選択支援は年間の実人数、その他サービスは各年3月実績)

※1 「医療的ケアの必要な人」とは、障害支援区分認定調査項目のうち、
「特別な医療に関連する項目」のいずれかに該当している人をいう。

■参考指標

		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護支給決定者のうち 「重度障害者支援加算」の対象者数		人	人	人
「横須賀市障害者地域サポ ート事業」の交付を受けて いる市内生活介護事業所数	医療的ケア支援事業	力所	力所	力所
	行動障害者支援事業	力所	力所	力所
「重度障害者支援加算」の算 定をしている市内事業所数	生活介護	力所	力所	力所
	短期入所	力所	力所	力所
利用者の70%以上が、国の障害福祉サービス等報酬の 「送迎加算」を算定している事業所数 (「指定障害福祉サービス処遇費扶助」で 570 円/回の算 定)		力所	力所	力所
「送迎車両購入補助金」の実績		件	件	件
「入浴支援加算」の算定をしている市内生活介護事業所数		力所	力所	力所
通所の自立に向けた支援を している市内生活介護 (「指定障害福祉サービス処 遇費扶助」で自立通所支援 を算定)	事業所数	力所	力所	力所
	対象者数	人	人	人
	件数	件	件	件
短期入所における「緊急短期入所受入加算」の実績		件	件	件
短期入所における 「横須賀市緊急短期入所等受け入れ処遇費扶助」の実績		件	件	件

(各年3月時点の指定状況、実績は年間)

見込量・参考指標の設定の考え方

●

見込量達成に向けた取り組み

●

(3)居住系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護・生活等に関する相談、助言・その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から出て一人暮らしをする方や、一人暮らしや同居家族の支援が見込めない方等に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

現状・課題

- 共同生活援助の事業所数は増加傾向にありますが、利用者の約6割は障害支援区分2・3の人であり、重度の障害のある人の受入れが十分に進んでいません。バリアフリーやスプリンクラー等の設備面も含め、身体障害のある人や重度の障害のある人に対応したグループホームが不足しています。
- 共同生活援助支給決定者数に対して、「重度障害者支援加算」の請求実績は少なく、重度の障害のある人を受け入れている事業所においても、専門的な人材の確保が十分でない状況がうかがえます。
- グループホームで暮らす障害のある人が、ひとり暮らし等を希望する場合に、共同生活援助事業所が行う自立生活支援を十分に提供できていない場合があります。共同生活援助は住まいを提供するだけでなく、本人の意向に基づき、生活の組み立てや自立生活に向けた支援を行う役割もあることから、支援を推進し、希望する場合にはひとり暮らし等への移行を後押しすることで、共同生活援助の枠組みを必要とする他の障害のある人へと住まいの機会が循環するようにしていく必要があります。
- 本市においては、療養介護の対象者を重症心身障害者の認定を受けている人に限定しているため、18歳以降に同様の障害状態となるなど重症心身障害者の認定のない人や、重症心身障害者の認定はないものの医療的ケアの必要な人について、くらしの場の選択肢が少ない状況にあります。
- 障害者施設への入所待機者が数多くおり、市内施設の全てで待機が発生しています。市内でくらしの場を見つけることができず、市外のグループホーム等へ入居をする人がいます。
- 日中支援型グループホームの事業所数は、令和8年4月時点で市内2カ所あり、県内他市と比較して少ない傾向にあります。要因の一つとして、共同生活

援助に係る共同生活住居の設備に関する基準を定める条例の影響(市の独自基準で定員を少人数にしていること)が考えられます。

- 日中支援型グループホームは、障害のある人の高齢化・重度化に伴い常時介護を必要とする障害のある人のくらしの場を確保するために創設された類型です。他の類型と比較して人員配置が手厚いことから、地域資源としての必要性も踏まえ、整備の方向性を検討する必要があります。整備を進める場合は、障害とくらしの支援協議会等による評価により質の担保を図るとともに、障害者支援施設と同様に「多様な体験の機会」を提供できるよう、日中活動を含めた支援体制の調整等が必要です。
- 入所施設については、地域生活支援拠点等や障害とくらしの支援協議会等の仕組みを活用し、①利用者の意思・希望の尊重、②地域移行を支援する機能、③地域生活を支えるセーフティネット機能、④専門的支援や生活環境を支える取り組みを、強化・充実させていく必要があります。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	607	663	-			
1 うち障害支援 区分5または6 の人	人	122	144	-			
2 うち医療的ケ アの必要な人 ※1	人	8	2	-			
施設入所支援	人	308	298	-			
自立生活援助	人	1	2	-			

(各年3月実績)

※1 「医療的ケアの必要な人」とは、障害支援区分認定調査項目のうち、「特別な医療に関連する項目」のいずれかに該当している人をいう。

■参考指標

		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
共同生活援助支給決定者のうち 「重度障害者支援加算」の対象者数		人		
「重度障害者支援加算」の算定をしている市内共同生活援助事業所数(再掲)				
「指定グループホーム入居 生活費扶助」交付事業所数	行動障害者支援加算			
	医療的ケア対応支援加算			

(各年3月時点の指定状況、実績は年間)

見込量の設定の考え方

●

見込量達成に向けた取り組み

●

(4)相談支援の見込量

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保、地域生活に移行するための相談、その他の支援を提供するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の支援を提供するサービス
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画相談支援	人	372	331	-			
地域移行支援	人	2	1	-			
地域定着支援	人	0	0	-			
障害児相談支援	人	53	19	-			

(地域相談支援は年間、その他サービスは各年3月実績)

現状・課題(5章抜粋して再掲)

- 障害児相談支援の約9割を横須賀市療育相談センターが作成しており、計画相談支援の約3割を障害者相談サポートセンターが作成しています。
- 重度の障害のある人については、相対的に計画相談支援が提供されている傾向にありますが、一定数セルフプランの人もある状況です。精神障害のある人は、セルフプランの割合が高い状況にあります。
- 支給決定者数の増加に対し計画相談支援の提供が追いついていないことから、計画相談支援の提供量を確保する取り組みを進める必要があります。
- 相談支援専門員は実務要件を要するため、計画的な確保・養成が必要です。
- 計画相談支援は支援のコーディネートを担い、チームアプローチの要となることから、提供量の確保に加え、質の確保・向上を図る必要があります。
- 相談支援事業所が安定的に運営できるよう、事業運営上の課題を踏まえた支援を行うとともに、運営ノウハウの共有や伴走支援体制の整備により、相談支援専門員へのOJTを強化する必要があります。

見込量の設定の考え方

-

見込量達成に向けた取り組み

-

(5)障害児通所支援等の見込量

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等 デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
福祉型 障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型 障害児入所支援	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行うサービス

現状・課題(5章抜粋して再掲)

- ケアニーズの高い障害児等への支援を安定的に提供するため、支援体制の整備・維持が必要です。
- 発達段階に応じた支援や、成人期への移行を見据えた支援(SST など)の充実に加え、当該支援を提供できる人材の育成が必要です。
- インクルージョンを推進するため、保育所等訪問支援による個別支援を充実させる等により、保育・教育等の関係機関との連携を一層促進する必要があります。
- サービス事業所職員による相談援助等の保護者支援の強化・充実が必要です。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援	人	321	348	-			
	人日	2,733	3,402	-			
医療型児童発達支援	人	5	11	-			
	人日	25	65	-			
放課後等デイサービス	人	888	961	-			
	人日	10,549	12,592	-			
うち重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童※1	人	30	29	-			
	人日	292	296	-			
保育所等訪問支援	人	32	28	-			
	人日	32	36	-			
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	-			
	人日	0	0	-			
福祉型障害児入所支援	人	21	22	-			
医療型障害児入所支援	人	6	4	-			

(居宅訪問型児童発達支援は年間、その他サービスは各年3月実績)

※1 「重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童」とは、

見込量の設定の考え方

●

見込量達成に向けた取り組み

●